

# 身体的拘束最小化への取り組みについて

当院では、診療報酬改定における施設基準に基づき、患者様の尊厳保持と安全な医療・ケアの両立を目指し、身体的拘束の最小化に向けた取り組みについて以下の通り公表いたします。

## 1. 身体的拘束最小化に関する方針

当院では、患者様の尊厳を守り、安全で質の高い医療を提供するため、病院全体で身体的拘束の最小化に向けた組織的な取り組みを行っております。

患者様の生命や身体を保護するため、緊急かつやむを得ない場合（切迫性、非代替性、一時性の3要件をすべて満たし、かつ慎重な手続きを経る場合）を除き、原則として身体的拘束は行わない方針です。やむを得ず実施する場合であっても、医療安全管理部門や多職種で構成される専門チームが密に連携し、早期解除に向けて日々評価・見直しを行います。

## 2. 当院における身体的拘束の実施状況

2026年度当院における身体的拘束の実施率を以下の通り公表いたします。

1月	2月	3月	4月
25%	21%	20%	22%

## 3. 身体的拘束最小化に向けた具体的な体制と取り組み

- 「身体的拘束最小化チーム（委員会）」の設置：医師、看護師、理学療法士、薬剤師、医療安全管理者など多職種による専門チームを設置し、定期的なカンファレンスにて拘束を回避するための具体的な代替ケアを個別に検討しています。
- 院内研修の定期開催：全職員を対象として、身体的拘束が患者様に与える身体的・精神的影響への理解を深め、拘束に頼らないケア技術を向上させるための研修を年2回以上実施しています。
- 適切な運用のための指針整備：不適切な身体的拘束を防止し、適正な手続きのもとでのみ最小限に行われるよう、「身体的拘束最小化に関する指針」を策定・周知し、遵守を徹底しています。